

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】2
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局美術館普及課】8

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】13
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】17

北九州市告示第 267 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 5 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の 名 称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞆ヶ谷競技場 高炉台球場 都島球場 北九州市立若松武道場	公益財団法人北九州市体育協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡東区 八王寺町 4 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
北九州市立新門司庭球場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司球技場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ 理事長 林秀美	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号	
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株式会社 代表取締役社長 原田康	北九州市小倉北区 三萩野二丁目 10 番 1 号	

<p>桃園球場 桃園運動場 桃園庭球場 桃園市民プール (室内) 北九州市立大谷球場 的場池体育館 的場池球場 ひびきコスモス運動場 北九州市立若松庭球場 北九州市立若松球場 北九州市立若松球技場</p>	<p>株式会社スピナ 代表取締役 小田孝幸</p>	<p>北九州市八幡東区 平野二丁目11番1号</p>
<p>文化記念プール 文化記念公園管理棟 文化記念運動場</p>	<p>西部ガス・富士メンテナンスサービス共同事業体 共同事業体代表者 西部ガス株式会社北九州支社 執行役員北九州支社長 山口幸之助</p>	<p>北九州市小倉北区 愛宕一丁目5番10号</p>
<p>北九州市立新門司体育館 北九州市立門司体育館</p>	<p>コナミスポーツ・日本管財共同事業体 共同事業体代表者 株</p>	<p>東京都品川区東品川四丁目10番1号</p>

<p>北九州市立小倉北 体育館 北九州市立小倉南 体育館 門司球場 北九州市立門司青 少年体育館 大里柔剣道場 北九州市立門司弓 道場 北九州市立小倉南 庭球場 北九州市立新門司 温水プール 大里プール 和布刈塩水プール</p>	<p>株式会社コナミス ポーツクラブ 代表取締役 落 合 昭</p>	
<p>本城陸上競技場 本城運動場 本城球場</p>	<p>スポーツパーク パートナーズ本 城共同事業体 代表 日本体育 施設株式会社 九州営業所 所 長 神倉正法</p>	<p>福岡市南区大池一 丁目 2 3 番 1 5 号</p>
<p>北九州市立浅生ス ポーツセンター</p>	<p>戸畑スポーツコ ミュニティ共同 事業体 代表 株式会社オリエ ンタルコンサル タンス北九州事 務所 所長</p>	<p>北九州市小倉北区 砂津二丁目 1 1 番 2 3 号</p>

	重中一人	
北九州スタジアム	株式会社ウインドシップ北九州 代表取締役 山本泰弘	北九州市小倉北区 米町二丁目2番1号
北九州市立門司庭球場 田野浦庭球場	門司庭球協会 会長 柗山幸四郎	北九州市門司区清見一丁目17番12-104号
北九州市立門司弓道場	大里弓道会運営委員会 会長 米谷和幸	北九州市門司区大里東一丁目4番8号
北九州市立門司青少年体育館	門司青少年体育館運営委員会 委員長 吉永高敏	北九州市門司区東門司一丁目1番24号
大里柔剣道場	大里柔剣道場運営委員会 委員長 中島慎一	北九州市門司区不老町一丁目1番4号
勝山弓道場	勝山弓道場運営委員会 会長 杉原義勝	北九州市小倉北区内 城内4番
北九州市立小倉北柔剣道場	小倉北柔剣道場運営委員会 会長 矢野直行	北九州市小倉北区 田町14番19号
三萩野体育館	特定非営利活動法人 北九州市レクリエーション協会 会長 藤本新二	北九州市小倉北区 三萩野三丁目3番1号
三萩野庭球場	三萩野庭球場運	北九州市小倉北区

	営委員会 会長 玉木明和	三萩野三丁目3番 2号
北九州市立曾根体育館	曾根体育館運営 委員会 会長 上村律藏	北九州市小倉南区 下曾根四丁目22 番2号
文化記念庭球場	文化記念庭球場 運営委員会 会 長 鍋島幸次	北九州市小倉南区 田原五丁目1番
北九州市立小倉南 武道場	小倉南武道場運 営委員会 会長 園田和則	北九州市小倉南区 徳力二丁目10番 1号
紫川河畔庭球場	紫川河畔体育施 設運営委員会 会長 久留島慶 子	北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 番8号
吉田太陽の丘庭球 場	太陽の丘公園管 理運営委員会 会長 安藤多寿	北九州市小倉南区 中吉田二丁目10 番
北九州市立城野体 育館	城野体育館運営 委員会 会長 尾崎継夫	北九州市小倉南区 八幡町34番1号
北九州市立若松武 道場	若松武道場弓道 場管理委員会 会長 吉竹康年	北九州市若松区古 前一丁目1番2号
北九州市立八幡東 柔剣道場	八幡東柔剣道場 運営委員会 会 長 日名子 公	北九州市八幡東区 尾倉二丁目8番3 4号
桃園弓道場	桃園弓道場運営 委員会 会長	北九州市八幡東区 桃園三丁目1番4

	濱田 實	号
北九州市立香月スポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活動 法人香月・千代ス ポーツクラブ 会長 陣内祥充	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番 1号
北九州市立八幡西 柔剣道場	八幡西柔剣道場 運営委員会 会 長 岡田 滋	北九州市八幡西区 則松七丁目16番 45号
北九州市立黒崎体 育館	黒崎体育館運営 委員会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西区 藤田四丁目1番1 号
的場池弓道場	的場池弓道場運 営委員会 会長 篠原邦彦	北九州市八幡西区 的場町1番2号
北九州市立城山体 育館 北九州市立城山庭 球場 北九州市城山球場 城山緑地庭球場	城山体育施設運 営委員会 会長 池野憲介	北九州市八幡西区 屋敷二丁目14番 1号

北九州市告示第 268 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立美術館及び北九州市立美術館分館における観覧料及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 5 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町 1 番 3 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート本城
北九州市八幡西区御開四丁目8番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スーパー大栄
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
代表取締役 松島三秋
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(1) 変更前
フレッシュ8エブリィ本城店
(2) 変更後
ゆめマート本城
- 4 変更の年月日
平成28年9月1日
- 5 変更する理由
店舗名称の見直しのため
- 6 届出年月日
平成29年5月17日
- 7 縦覧場所
(1) 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課
- 8 縦覧期間

平成29年5月23日から同年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年9月25日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク一枝店

北九州市戸畑区一枝三丁目2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

大和製罐株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

代表取締役 山口久一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか7者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

ほか6者

4 変更の年月日

平成29年5月15日

5 変更する理由

代表者交代及び営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成29年5月15日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年5月23日から同年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年9月25日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第346号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

児童生徒用机及び椅子 一式（机 2, 107台及び椅子 2, 252脚）

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成29年8月31日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 一式（机 約1,000台及び椅子 約1,100脚） 平成29年9月頃

イ 一式（机 約2,800台及び椅子 約2,600脚） 平成30年1月頃

(6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得

て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成29年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認

申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成29年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成29年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成29年6月20日から同年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月5日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成29年7月4日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成29年7月5日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Desks and chairs for students

Quantity: 1 unit (2,107desks; 2,252chairs)

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., July 5, 2017

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., July 4, 2017

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第347号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油 3万9,000リットル
（履行期間 平成29年5月1日から同月31日まで）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年4月25日
- 4 落札者の名称及び住所
ニチユ産業株式会社
北九州市若松区藤ノ木二丁目6番36号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 49円40銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成29年3月27日
- 8 落札方式
最低価格による。